

3. 市との連携・協力

自治会（町内会）は、それぞれの地域において住みよいまちづくりをめざし、環境美化、防災、防犯等の地域の生活環境に関する様々な課題を解決していくための主体となっています。

しかし、課題の全てを地域だけで解決することはできません。課題によっては、地域と行政が相互に連携・協力し、役割分担を決めながら解決に取り組む必要があります。

自治会（町内会）に対して情報の提供や公的施設の有効活用による活動場所の提供、財政的支援等を行う平塚市に対し、自治会（町内会）は回覧板による行政情報の周知や市の各種協議会へ委員を選出する等、互いに連携・協力しながらまちづくりを進めています。



（１）自治会（町内会）に対する助成制度

地域組織育成事業交付金

概要	単位自治会（町内会）の公益的な活動に対して交付
助成内容	下記①～②を合算した金額 ①均等割 15,000～65,000 円 ②世帯数割 315 円×加入世帯数（当該年度の 4 月 1 日現在）
申請時期	5 月（該当する自治会（町内会）に対し、申請に関する書類が送付されます。）
担当課	協働推進課 地域自治推進担当 21-9618（直通）

自治会地区連合会交付金

概要	自治会地区連合会の公益的な活動に対して交付
助成内容	下記①～③を合算した金額 ①活動支援割 連合会分 27,000 円＋単位自治会分 12,000 円×単位自治会数 ※単位自治会長が連合会長を兼務する場合は、当該単位自治会数から 1 を減じる。 ②自治会数割 17,000 円×単位自治会数 ③世帯数割 80 円×加入世帯数（当該年度の 4 月 1 日現在）
申請時期	6 月（該当する地区連合会に対し、申請に関する書類が送付されます。）
担当課	協働推進課 地域自治推進担当 21-9618（直通）

地区自治会組織一括交付金

概要	「地域組織育成事業交付金」と「自治会地区連合会交付金」を一括で地区連合会に交付
助成内容	「地域組織育成事業交付金」と「自治会地区連合会交付金」を合算した金額
申請時期	5 月（一括交付を導入している地区連合会に対し、申請に関する書類が送付されます。）
担当課	協働推進課 地域自治推進担当 21-9618（直通）

3. 市との連携・協力

自治会館等建設事業費補助金

概 要	自治会館等の新築や補修等を行う事業に対する助成
助成内容	助成額は事業費の2分の1以内で、限度額はそれぞれ次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・新築 800万円（自治会館）、200万円（防災倉庫） ・建替え統合 1,500万円 ・増改築 500万円 ・補修 200万円（工事費10万円以上の補修が対象） ・建物購入 500万円 ・土地取得 800万円
申請時期	申請のためには、原則として事業実施の前年度に自治会館等整備計画を提出する必要があります。関係書類は全自治会に8月頃送付されます。
担当課	協働推進課 地域自治推進担当 21-9618（直通）

自治会館等建設事業資金融資及び利子補給

概 要	「自治会館等建設事業費補助金」の交付を受ける事業への資金融資及び利子補給
助成内容	事業費総額が200万円以上のもので、補助金交付額を控除した額の70%以内、700万円を限度に指定金融機関から融資が受けられます。償還年限は5年。また、この融資の額に対する利子の2分の1の額を市が補給します。
申請時期	上記「自治会館等建設事業費補助金」の交付決定がされていること
担当課	協働推進課 地域自治推進担当 21-9618（直通）

防犯カメラ設置補助金（記載内容は令和6年度現在）

概 要	自治会（町内会）等が新規に防犯カメラを設置する際の費用の一部を補助
助成内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ソーラー型は、補助対象費用の9/10以内（上限額あり） ・非ソーラー型は、補助対象費用の6/10以内（上限額あり）
申請時期	4月～7月（申請前に事前相談を行う必要がありますので、詳細は担当課へお問合せください。）
担当課	危機管理課 危機管理担当 21-9863（直通）

自主防災組織資機材等整備事業助成金

概 要	自主防災組織が行う普及・啓発活動及び防災資機材等の整備に係る助成金
助成内容	助成額は、世帯数区分に定める限度額の範囲内で、市長が決定した額とします。年度ごとに1回以上の防災訓練を行わなければなりません。
申請時期	5月から1月
担当課	災害対策課 訓練担当 21-9734（直通）

資源再生物買上金

概要	自治会（町内会）が回収した資源再生物の買上金
助成内容	ごみステーションから回収された資源再生物の買上金
申請時期	自治会（町内会）毎の資源再生物回収量に平自連と市が締結した買上単価を乗じた金額を助成。回収月の翌月末までに指定の口座へ振り込みます。
担当課	環境施設課 リサイクルプラザ担当 51-5301（直通）

（２）各種委員の推薦

市から各自治会（町内会）に依頼される事項には様々なものがあり、各種委員の推薦もその中の一つです。

推薦にあたっては、平自連の定例役員会等で市から各地区連合会長に対し説明があり、その後、各地区の委員を地区連合会長が取りまとめ、市へ推薦します。また、外郭団体などからも多数推薦依頼があり、その都度平自連役員と協議し推薦を行っています。

**民生委員児童委員（区域担当・主任児童委員）**

概要			
民生委員児童委員は、担当区域内で高齢者・障がい者・児童・低所得者など社会的に弱い立場にある方々から相談を受け、援助活動を行います。			
地区民児協の区域毎に設置される地区民生委員推薦準備会が推薦し、その後、市の民生委員推薦会で推薦、さらに県知事の推薦後、厚生労働大臣が委嘱します。			
平自連での説明時期	任期満了年度の4月頃	任期	3年
担当課	福祉総務課 地域福祉担当 21-9848（直通）		

美化推進委員

概要			
美化推進委員は、平塚市をきれいにし、住みよいまちづくりを推進することを目的に地区内の美化パトロールや、まちぐるみ大清掃への参加PR等、実践活動を中心とした美化推進の浸透及び啓発のための活動を行っています。			
各自治会（町内会）に1名程度の割合で、各地区連合会長が推薦します。			
また、「平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例」に規定されているクリーンひらつか推進員についても、推薦された美化推進委員の中から委嘱されています。			
平自連での説明時期	隔年 1月頃	任期	2年
担当課	環境政策課 資源循環担当 21-9762（直通）		

3. 市との連携・協力

ごみ減量化推進員

概 要			
<p>ごみ減量化推進員会は、ごみの減量化及び資源化の推進を図るための啓発事業、調査研究、その他必要な事業を行っています。</p> <p>世帯数に応じて（1,000 世帯以下の自治会から 1 人、1,001 世帯以上の自治会から 2 人）各自治会（町内会）が選出し、各地区連合会長が推薦します。</p>			
平自連での説明時期	隔年 10 月頃	任 期	2 年
担当課	環境政策課 資源循環担当 21-9762（直通）		

青少年指導員

概 要			
<p>青少年指導員は、青少年に係る諸団体への事業協力、青少年への指導・助言、社会環境健全化活動等、地域での青少年健全育成活動を積極的に推進しています。</p> <p>各自治会長（町内会長）が選出し、各地区連合会長が推薦します。（活動は小学校区単位となります。）</p> <p>市と併せて県の青少年指導員として県からの委嘱も受けます。</p>			
平自連での説明時期	隔年 10 月頃	任 期	2 年
担当課	青少年課 青少年育成担当 71-5950（直通）		

防犯協会役員

概 要			
<p>平塚市防犯協会の役員は、犯罪のない明るい社会をめざし、防犯思想の普及徹底、防犯意識の高揚、各種犯罪の未然防止などを目的とした各種事業を実施します。</p> <p>各地区連合会長が常任理事（支部長）1 名、理事 2 名、防犯指導員 1 名及び防犯女性部長 1 名を推薦します。</p>			
平自連での説明時期	隔年 1 月頃	任 期	2 年
担当課	危機管理課 危機管理担当 21-9863（直通）		

●その他（主な委員会・協議会・団体等）

公民館運営委員会

概 要			
<p>教育委員会の求めに応じ公民館の運営について協議し、意見を述べること、及び、公民館の事業に協力してこれを推進することを行っています。</p> <p>対象区域内の学校長又は学校を代表する者、社会教育関係団体を代表する者及び学識経験者のうちから教育長が依頼する者です。定数は 1 3 名</p>			
担当課	中央公民館 34-2111（直通）	任 期	2 年

食生活改善推進団体

概 要			
<p>地域住民に、健康づくりや生活習慣病予防のための適切な食生活に関する知識を普及するために、講座や個別普及伝達について、付随業務を行います。</p> <p>会長については、会員の総意で決定しその他役員は選考委員会で推薦後、総会にて決定します。正会員は平塚市主催食生活改善推進員養成講座を修了した者としているため、地域によって班員数にばらつきがあります。</p>			
担当課	健康課 予防担当 55-2111 (直通)	任 期	2年

体育振興会

概 要			
<p>地区体育振興に関わる連絡調整ならびに研修活動をはかり、かつ地区体育の普及及び発展を図ることを目的としています。</p> <p>各地区体育振興会会長、各地区体振より選出された代表者2名、事務局長をもって構成し、本部役員は、東西南北ブロックの役員（各地区体振会長）4名で組織された推薦委員会をもって選出します。</p>			
担当課	スポーツ課 スポーツ担当 31-3060(直通)	任 期	2年

子ども会育成会

概 要			
<p>平塚市内の子ども会育成会で組織された平塚市子ども会育成連絡協議会と緊密な連携を図り、子ども会指導者の知識技術を高めるものです。役員等の選出については立候補制となっており、依頼人数の指定はありません。</p>			
担当課	青少年課 青少年育成担当 71-5950(直通)	任 期	なし

青少年補導員

概 要			
<p>青少年の非行防止のための問題行動の早期発見、早期指導及び愛護指導（パトロールを行い、青少年に対して愛の一声運動での声かけ）を実施すると共に青少年における問題箇所、溜まり場等の把握といった情報収集や非行防止啓発活動を実施しています。</p> <p>平塚市長、平塚市立中学校長、平塚市内の高等学校長、平塚中等教育学校長が推薦し平塚市長が委嘱します。</p>			
担当課	青少年課 指導相談担当 34-7311 (直通)	任 期	2年

3. 市との連携・協力

平塚市地域教育カネットワーク協議会

概 要			
<p>地域社会の中で、子どもたちが世代間交流、生活体験、社会体験、自然体験、ボランティア体験などを積み重ね、「生きる力」を育むことができるよう、次世代を担う子供たちの教育環境づくりを目指した地域教育力のネットワークづくりを推進しています。</p> <p>役員等の選出基準については、各地区の教育カネットワーク協議会ごとに定めており、統一した基準はありません。</p>			
担当課	社会教育課 社会教育担当 35-8123（直通）	任 期	各地区の基準による

平塚市生活支援・介護予防サービスに関する協議体

概 要			
<p>地域におけるさまざまな団体・組織が参画し、高齢者支援等にかかる情報を共有するとともに、団体・組織と行政などとの協働により、地域で必要とされる資源・サービス開発等を推進するための定期的な開発される話し合いの場となります。</p> <p>役員等の選出方法については、各地域の規則で定めるところにより決定しており、地域包括支援センターが依頼しています。</p>			
担当課	地域包括ケア推進課 医療・介護連携推進担当 20-8210（直通）	任 期	各地区の規則による

自主防災組織

概 要			
<p>「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚や連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害の予防や軽減するための「自助・共助」を行うものです。</p> <p>市内223組織において、災害時の活動班体制を整備しており、防災知識の普及、地域の災害危険把握、防災訓練の実施等を行っています。</p> <p>また、災害時には避難行動要支援者対策、避難所運営、住民の避難誘導等の活動を行っています。</p>			
担当課	災害対策課 21-9734（直通）	任 期	各組織の定めによる

外郭団体からの主な推薦依頼等

- | | | |
|--|--|------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・平塚市社会福祉協議会評議委員 <li style="padding-left: 2em;">// 広報委員 <li style="padding-left: 2em;">// 理事 <li style="padding-left: 2em;">// 総合企画委員会小委員会評価委員 | } | 平塚市社会福祉協議会 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・平塚市まちづくり財団評議委員 ・平塚市生きがい事業団評議委員 | <ul style="list-style-type: none"> —平塚市まちづくり財団 —平塚市生きがい事業団 | |

- ・平塚市暴力追放推進協議会 一平塚警察署
- ・湘南ひらつか名産品選定委員会委員 一平塚商工会議所

(3) 市からの回覧依頼

市から各自治会（町内会）に依頼される回覧物については、月一回、担当課である協働推進課にて取りまとめ、各自治会長（町内会長）宅に送付されます。

発送は原則として毎月1日ですが、1日が土日祝日にあたった場合には、前月末に発送されます。

各自治会（町内会）の回覧数については、毎年4月に市へ報告していますが、年度途中で回覧数に変更になった場合や、届いた回覧物に不足が生じた場合には、協働推進課（Tel：21-9618）へ連絡してください。

なお、市と平自連との間では、回覧物の取扱いについて下記「申合せ」を行っており、この内容に則した回覧物のみが送付されています。



平自連回覧物取扱申合せ

- 1 広報紙に掲載された内容の回覧物の依頼件数が増加傾向にあり、これに伴い各地区役員の労苦も増えている。そのため回覧にあたっては、事前に協働推進課に協議されたもので、併せて平自連会長の了解を得た回覧物は対応する。
- 2 回覧物は政治・宗教に関係ないもので、公共性が高く安心・安全に関わるものに限る。
- 3 全市的で緊急性（安全面・防災面等）のある回覧物は、平自連会長の了解を得たものは対応する。
- 4 地域限定の回覧物は、地区連合会長の了解を得た後、担当課で直接単位自治会長宅に毎月1日迄に持参できるものは対応する。
- 5 継続的な事業内容の回覧物は、各年度1回を限度として対応する。
- 6 市行政各部署、教育委員会及び市が所管する各種団体等の協賛がない回覧物は対応しない。
- 7 金銭がかからむ営業的な回覧物は、原則対応しない。
ただし、営利を目的とせず、公共性が高いもので、平自連会長の了解を得たものは対応する。

付則 この申合せは平成11年4月1日から適用する。

付則 この申合せは平成17年4月1日から適用する。

付則 この申合せは平成20年3月26日から適用する

付則 この申合せは平成25年2月27日から適用する。